

## 地方消費税交付金（社会保障分）の用途

消費税率は2014年4月1日より5%から8%に、2019年10月1日より8%から10%に引き上げられ、地方消費税収は地方税法（昭和25年法第226号）第72条の115の規定により、全て「社会保障施策に要する経費」に充てることとされています。木祖村に交付される「地方消費税交付金」の用途（使い道）は次のとおりです。

### 【歳入】

地方消費税交付金（社会保障分）      21,000千円（予算額）

### 【歳出】

（単位：千円）

区 分		金 額	財源内訳		
			特定財源	地方消費税 交付金	一般財源
民生費	社会福祉総務費	95,042		23,728	
事業：社会福祉総務費		62,519	15,000	15,000	47,519
衛生費	保健予防費	7,013	6,243	6,000	770
事業：予防接種		6,715	6,000	6,000	715
合 計		102,055	29,971	21,000	72,084